

総務委員会資料
平成25年11月26日

議案第168号

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 資料1 川崎市立特別支援学校の校名変更について
- 資料2 川崎市立田島養護学校の小中学部分校の設置

教育委員会

川崎市立特別支援学校の校名変更について

1 校名変更の背景

(1) 学校教育法の改正（平成 19 年 4 月）

「養護学校」から「特別支援学校」へ

○特殊教育から特別支援教育への転換に合わせて、「養護学校」から「特別支援学校」へ変更
 ＊障害のある児童生徒等の教育について障害の種類や程度に応じて特別な場で指導を行うことに重点を置く「特殊教育」から、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことをめざした「特別支援教育」への転換を図ることが基本的な方向として示された。

(2) 全国の校名変更の状況（平成 25 年 4 月現在）

知的障害の特別支援学校で次の校名が使用されている都道府県の数

| 校名 | 学園 | 支援学校 | 特別支援学校 |
|-------|----|------|--------|
| 都道府県数 | 3 | 20 | 27 |

＊「養護学校」から「特別支援学校」へ、さらに「支援学校」「学園」などの名称が各地で検討されている。

＊神奈川県の新設特別支援学校「神奈川県立相模原中央支援学校」（平成 22 年度開設）
 「神奈川県立横浜ひなたやま支援学校」（平成 24 年度開設）

(3) 校名検討の経過

○校内における意見聴取（平成 24 年度）

- ・児童生徒や保護者の意見聴取
- ・教職員の意見聴取
- ・地域関係者の意見聴取

○校名候補（案）選定

○地域の意見聴取（平成 25 年度）

- ・地域の町内会長から校名候補について意見聴取

○川崎市立特別支援学校校名検討委員会における検討（平成 25 年 5 月）

- ・学識経験者、市民代表、学校関係者を委員

(4) 川崎市立特別支援学校の校名検討の方針

- 特別支援教育の理念を受け、「〇〇支援学校」を基本とする。
- 共生社会の理念を受け、**地域との連携協力をめざし地域名を基本とする。**
- 児童生徒の馴染みやよく親しみやすい名称とする。

2 川崎市立養護学校の校名変更について

名称検討

①特徴

- ・昭和 37 年に川崎市で唯一の養護学校として開校し、今日まで川崎の障害児教育を中心的にリードしてきた。
- ・川崎市内で最初に設立されたため、固有の校名が無い学校「川崎市立〇〇養護学校」であり、固有の校名を求める声の関係者より上がっていた。
- ・生徒は、麻生区から幸区まで川崎市の広範囲に居住
- ・高等部の分教室（聾学校内）、小学部の分教室（大戸小内、稲田小内）の**3つを統括するセンター的役割**を担う。
- ・高津（区名）は、所在区名であるが、すでに県立高津養護学校として使用され混同を招く。

②校名（案）

- ・川崎市立中央支援学校——川崎市内の中央に位置し、生徒は、市内から広く通っており、川崎の特別支援育をリードしてきた。**分教室を3つ抱えるセンター校としての役割**を示すことから校名として選定

3 川崎市立田島養護学校の校名変更について

(1) 本校（高等部）の名称検討

①本校の特徴

- ・昭和 47 年に川崎市立養護学校川中島分校として開設。昭和 57 年校名を「川崎市立養護学校田島分校」と改め、田島町の現敷地に校舎を新設し移転。以降、**地域との連携を大切にして教育**を行ってきた。
- ・児童生徒は、川崎区と幸区に居住。川崎の南部地区の特別支援教育を牽引してきた。

②校名（案）

- ・川崎市立田島支援学校——田島の名称が校名として保護者・地域に定着していることから選定

(2) 分校（小中学部）の名称検討

①分校の特徴

- ・小中学部だけの分校、所在地は、川崎区池上新町。周りの町会は、桜本、藤崎、浜町など
- ・現敷地と校舎は、旧川崎市立東桜本小学校の跡地、一時川崎市立さくら小学校の校舎として活用される

②校名（案）

- ・川崎市立田島支援学校桜校——地域にゆかりの文字「桜」は、市立養護学校（校章が桜）から分離した時点で校名として検討した経緯がある。また、初代のスクールバスが**さくら号**であり、現在もさくら号の名前を継承している。さらに、**旧校舎の校庭にあったシンボルの桜**を分校名に残したいという意見があったことから校名として選定

川崎市立田島養護学校の小中学部分校の設置

1. 川崎市立田島養護学校の在籍児童生徒の増加状況

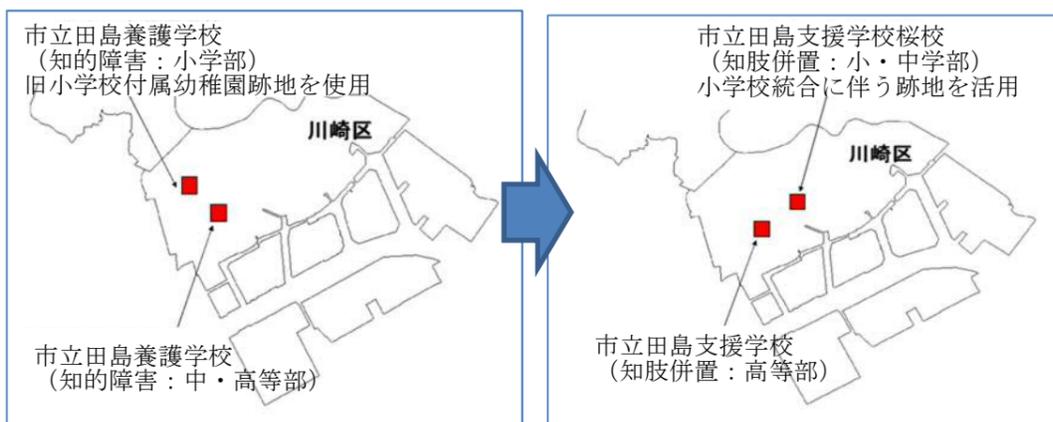
| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|---------|------|------|------|------|------|------|
| 小 中 学 部 | 51名 | 59名 | 63名 | 70名 | 71名 | 76名 |
| 高 等 部 | 59名 | 71名 | 77名 | 79名 | 81名 | 80名 |
| 計 | 110名 | 130名 | 140名 | 149名 | 152名 | 156名 |

*川崎市南部地区唯一の特別支援学校

2. 田島養護学校の再編整備

<田島養護学校再編整備後の配置図>

現敷地では、児童生徒の増加に対応できないため、**分離再編**



平成 26 年 4 月 供用開始

知的障害の特別支援学校⇒**知肢併置の特別支援学校**

3. 再編後の田島養護学校の位置付け

○川崎南部地区の

- ・重度知的障害児童生徒の専門的な教育拠点
- ・肢体不自由児童生徒の専門的な教育拠点
- ・医療的ケアの拠点

4. 高等部と小中学部の位置付け

- 高等部———**本校** 川崎市田島町 20 番 5 号
- 小中学部———**分校** 川崎市池上新町 1 丁目 1 番 3 号

5. 協議経過

(1) 田島養護学校再編整備方針（平成 21 年 8 月）

○現敷地での整備では、抜本的な狭あい化の解消を図ることが困難であるため、小中学部と高等部を分離することにより、教育環境の向上と知肢併置の特別支援学校としての再編整備を図る。

(2) 桜本小学校・東桜本小学校統合に伴う学校跡地活用方針（平成 21 年 8 月）

○東桜本小学校跡地に田島養護学校小中学部を移転し、引き続き教育施設として有効活用を図る。

(3) かわさき教育プラン第 3 期実行計画（平成 23 年 3 月）

○**旧東桜本小学校を活用し小中学部**として整備するとともに、**現位置には高等部**の整備を進めます。また、障害の重度化、多様化に対応し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた「知肢併置特別支援学校」として再編整備

(4) 川崎市特別支援教育推進検討委員会中間まとめ（平成 25 年 3 月）

○それぞれの学校の独自性や学校規模を考えた運営の観点から、**高等部を本校とし、小中学部を分校と位置付け**、両校で知的障害教育部門と肢体不自由教育部門の教育課程を実施することが望ましい。

6. 小中学部を分校とするメリット

○田島養護学校としての一体感と連携を維持しながら、小中学部の児童生徒数に応じた学校運営体制及び敷地・校舎の規模に応じた施設管理、環境整備体制を構築できる。

○田島養護学校として、小学部から高等部までの一貫した教育を大切にしながら、小中学部の発達段階に応じた効果的な教育課程を実施することができる。

○小中学部にも管理職を中心とした独自の安全管理体制や養護教諭による独自の健康管理や怪我等の緊急対応体制を構築できる。

7. 分校設置スケジュール（予定）

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|----------|---|------------------------------|----------------|
| 分校設置関係 | 県教委への説明 | → | 県教委との協議 条例改正 県教委への認可申請 | 条例施行 |
| 校舎等工事関係 | 実施設計完了 | 仮設校舎完成・供用開始 体育館大規模改修工事 既存校舎改修工事 → 校舎増築工事 → | | 校舎供用開始 外構工事 |